

明舞地域における地域活動人材育成・定着促進事業運営業務 仕様書

1. 業務名

明舞地域における地域活動人材育成・定着促進事業運営業務

※明舞地域：神戸市垂水区狩口台、南多聞台、神陵台

2. 業務目的

明舞地域では、住民の高齢化が進むとともに、地域活動の担い手についても高齢化が進行しており、コミュニティ活動の衰退が懸念されている。こうした状況を踏まえ、既存の地域活動団体に属していない、または地域活動との接点が少ない人が新たに地域と関わるきっかけを創出するとともに、既存の地域活動組織・ネットワークと協働しながら、持続可能な地域コミュニティの実現に向けた取り組みを、令和6年度より実施してきた。

本業務では、これまでの取り組みにより明舞地域での活動に関心を持ち始めた人や、活動を始めたいと考えているものの、十分な知識や情報を得られていない人に対し、活動の実践に向けた支援を行う。あわせて、すでに地域活動を始めている人に対して、継続的に活動を行うためのフォローアップを実施する。これにより、活動の質の向上を図るとともに、新たな担い手の育成および既存活動の継続・発展を促進し、明舞地域における地域活動のさらなる活性化を目指す。

(参考：明舞でのこれまでの取り組み)

- ・令和6年度：住民アンケート・関係団体へのヒアリング等調査、地域課題について話し合う座談会（2回）
- ・令和7年度：やってみたいことを一歩前に進めるための全5回連続講座

3. 業務内容

(1) ワークショップ等の企画・運営

- ①これから地域活動を始めたい人の実践の促進、ならびに既に地域活動を進めている人の活動の継続・発展を目的として、ワークショップ等を5回以上企画・運営すること。
- ②フェーズに応じた実務的・実践的なテーマを企画し、提案すること。なお、少なくとも1回は初心者と既活動者の繋がりづくりのための交流会を実施すること。参加者は、交流会を除き、各回20名程度を目安とする（複数回参加を妨げない）。

テーマ例：

- ・初心者向け 広報の基礎、関係者の巻き込み、協働の進め方 等
- ・既活動者向け 活動の継続・拡大に向けた運営体制づくり（合意形成、資金調達） 等

③実施にあたっては、下記の事務局業務を行うこと。

- ・スケジュールの調整
- ・会場の確保（会場費含む）
- ・参加者募集・連絡調整
- ・実施に関わる関係者や関係機関等との連携・調整
- ・実施に必要な全体進行の管理、当日準備・運営・記録

(2) 広報

効果的な広報手段を検討し、対象となる人に本事業が広く周知されるよう、事業者が持つネ

ットワークも活用するなど工夫して行うこと。また、地域の情報媒体（自治会広報、地域団体ネットワーク等）との連携も検討し、対象者に届く広報を行うこと。

（3）定例報告

事業者が主催し、本市との定期的な打ち合わせを月1回程度実施すること（オンラインも可）。また、必要に応じて業務の進捗状況を本市に報告すること。

（4）報告書の作成

実施内容および結果を記載した業務報告書を作成する。報告書は令和9年3月31日までに電子データで本市へ提出すること。なお、報告書には、実施した事業の概要、参加者の概要、参加者の変化等の把握（アンケート等による）、次年度に向けた改善点、その他必要に応じて本市が求める報告事項を含めること。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 契約上限額

金1,900,000円（消費税含む）

6. 業務にあたっての留意事項

- （1）業務にあたっては、本市職員と緊密に連絡、相談、報告を行いながら実施すること。
- （2）業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- （3）本仕様書に定めのない事項については、本市と受託事業者で適宜協議を行い、その決定に従うものとする。
- （4）本市より提供する情報及び地域から得られた情報の取り扱いには十分注意すること（外部へ公開する場合は、本市に事前に相談すること）。また、本業務を通じて得た地域情報等は本市へ共有すること。